

令和元年度 集団指導資料

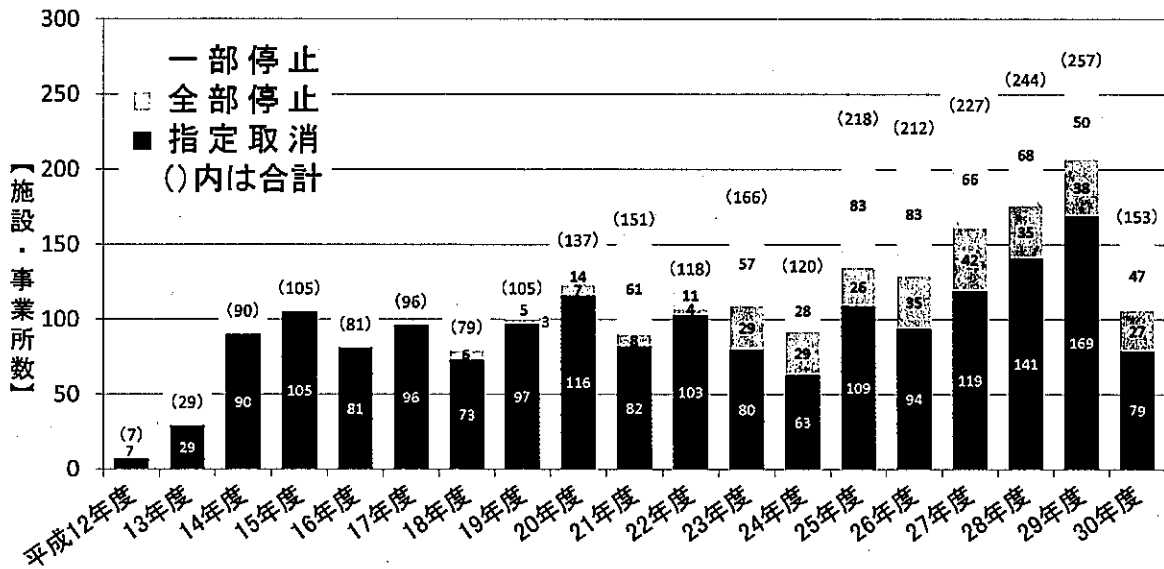
実地指導・監査の実施状況について

香川県健康福祉部 長寿社会対策課

令和2年3月23日、25日

1. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等内訳【年度別】(平成12年度～30年度) (図1)

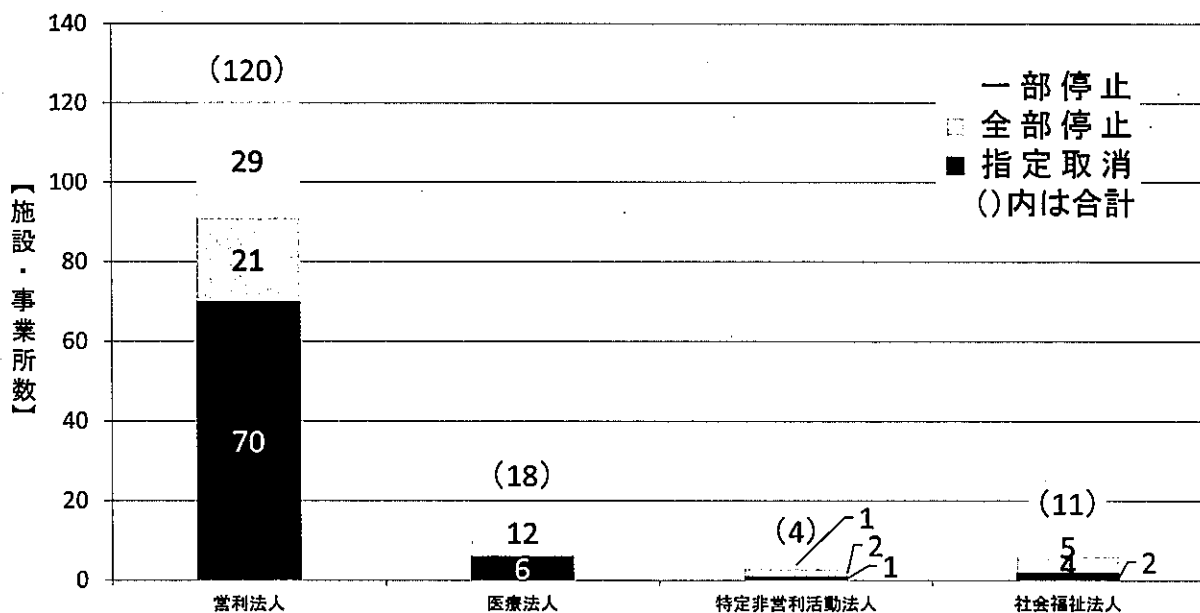
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 2, 595事業所



注: 1) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 2) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 3) 効力の停止処分は、平成18年度から施行された。

2. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等内訳【法人種類別】(平成30年度) (図2)

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 153事業所

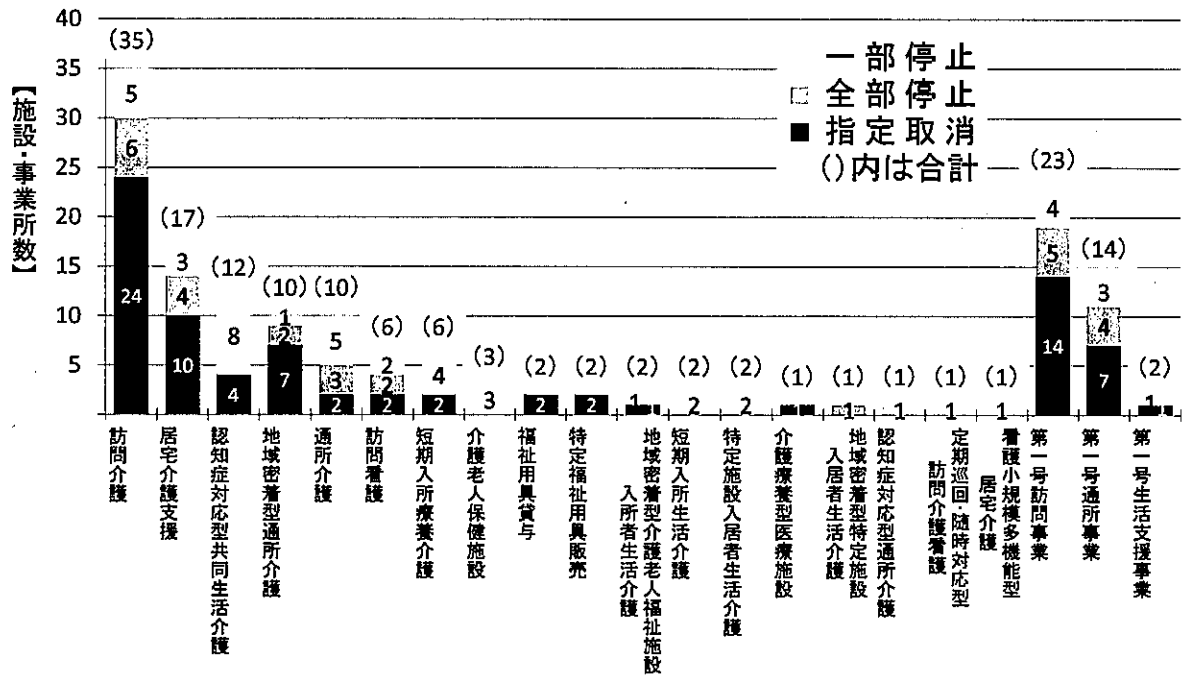


注: 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

3. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等内訳【サービス別】(平成30年度)

(図3)

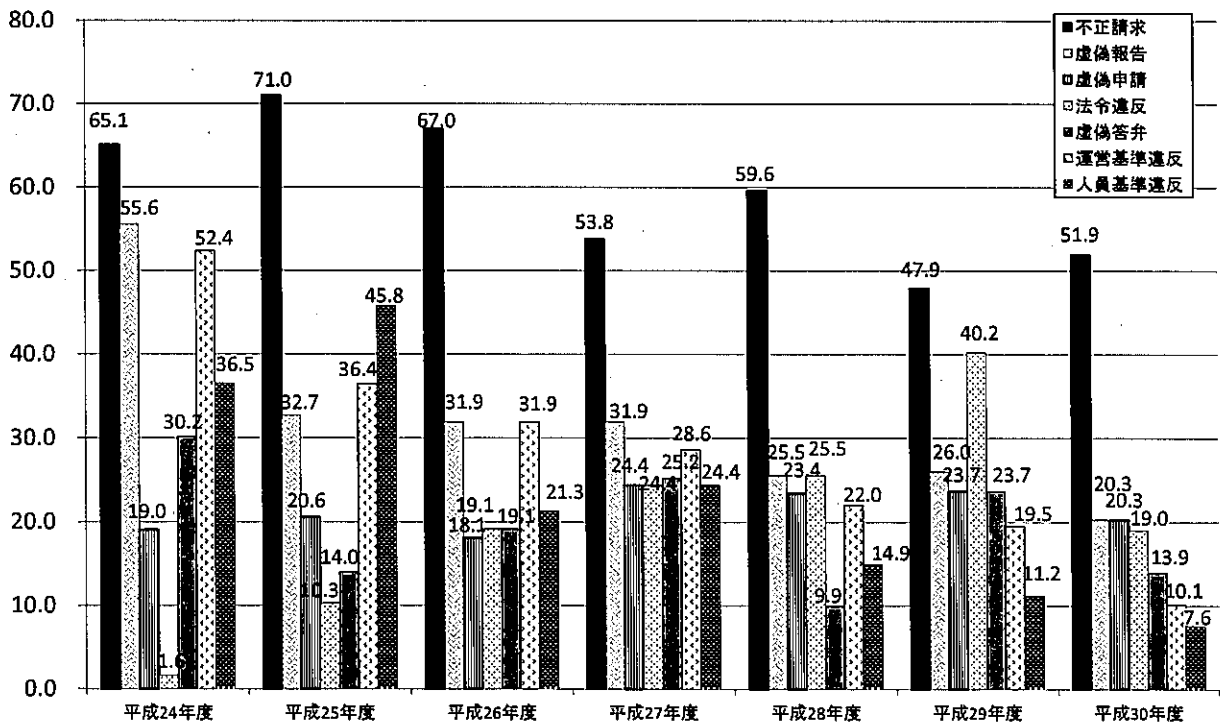
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 153事業所



注: 1) 各サービス毎の件数には、介護予防サービス分を含む。
2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

4. 主な指定取消事由の年次推移 (平成24年度～30年度)

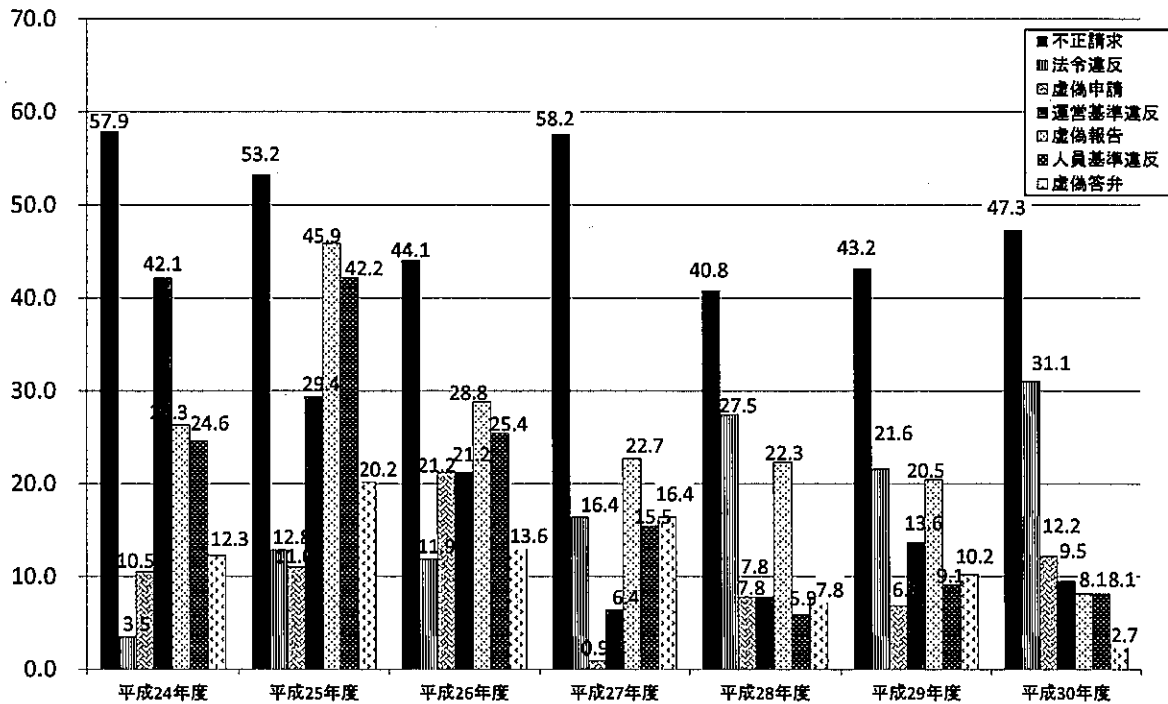
(図4)



注: 1) 各年度の指定取消件数を100としたときの割合である。
2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

5. 主な指定の効力の停止事由の年次推移 (平成24年度～30年度)

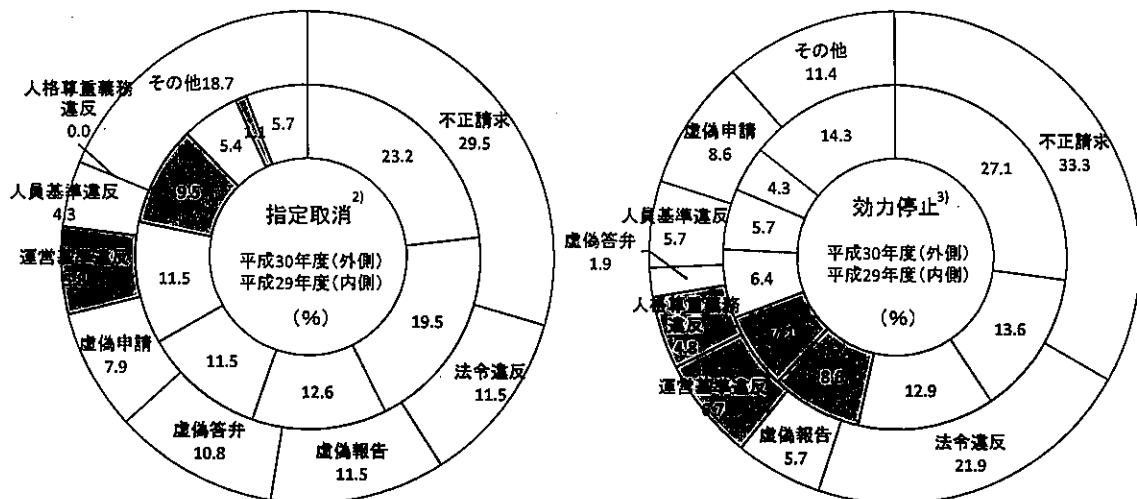
(図5)



- 注：1) 各年度の指定の効力の停止件数を100としたときの割合である。
 2) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した値である。
 3) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 4) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

6. 指定の取消事由・指定の効力の停止事由 (平成29・30年度)

(図6)



- 注：1) 指定取消・効力の停止における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。
 2) 指定取消には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 効力停止は、指定の効力の一部停止と全部停止を合算したものである。

7. 指定取消事由の状況(平成30年度)

(図7)

指定取消事由	人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった	設備及び運営に関する基準に適合し、適切な運営ができなくなった	要介護者の人権を尊重する義務に違反した	介護給付費の請求に関して不正があった	帳簿書類の提出命令等に依らず、又は虚偽の報告をした	質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	不正の手続により指定を受けた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づき命令に違反した	その他
根拠条文例	根拠条文例 第77条第1項第3号	根拠条文例 第77条第1項第4号	根拠条文例 第77条第1項第5号	根拠条文例 第77条第1項第6号	根拠条文例 第77条第1項第7号	根拠条文例 第77条第1項第8号	根拠条文例 第77条第1項第9号	根拠条文例 第77条第1項第10号	(根拠条文例) 第77条第1項第1号 第77条第1項第2号 第77条第1項第11号 第77条第1項第12号 第77条第1項第13号
指定訪問介護事業所	(24)	4	3	16	8	5	2	3	1
指定訪問看護事業所	(1)	-	-	1	-	-	-	-	-
指定通所介護事業所	(2)	-	1	2	-	1	1	-	-
指定短期入所療養介護事業所	(1)	-	-	-	-	-	-	-	1
指定福祉用具貸与事業所	(1)	-	-	-	-	-	1	-	-
指定特定福祉用具販売事業所	(1)	-	1	-	-	-	1	-	1
指定介護療養型医療施設	(1)	-	-	-	-	-	-	-	1
指定介護予防訪問看護事業所	(1)	-	-	-	1	-	-	-	-
指定介護予防短期入居療養介護事業所	(1)	-	-	-	-	-	-	-	1
指定介護予防福祉用具貸与事業所	(1)	-	-	-	-	-	1	-	-
指定特定介護予防福祉用具販売事業所	(1)	-	1	-	-	-	1	-	1
指定居宅介護支援事業所	(10)	-	1	7	1	1	-	-	6
指定認知症対応型通所介護事業所	(1)	-	-	1	1	1	1	1	-
指定認知症対応型共同生活介護事業所	(1)	-	-	1	1	-	1	-	-
指定地域密着型通所介護事業所	(7)	2	1	4	2	1	2	-	2
指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	(1)	-	-	1	1	1	1	1	-
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	(1)	-	-	1	-	-	1	-	-
第一号訪問事業	(14)	-	-	3	1	-	1	9	8
第一号通所事業	(7)	-	-	3	1	1	2	1	3
第一号生活支援事業	(1)	-	-	1	-	-	-	-	-
合計	(79)	6	8	41	16	11	16	15	26

注: 1) ()内は平成29年度に指定取消処分を受けた事業所件数である。
 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 複数の指定取消事由が該当する事業所については、各指定取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各指定取消事由の合計は一致しない。

8. 指定の効力の停止事由の状況(平成30年度)

(図8)

指定の効力の停止事由	人畜について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなかった		設備及び運営に関する基準に抵触した、適切な運営ができなくなった		要介護者の人格を尊重する義務に違反した		介護給付費の請求に関して不正があった		帳簿書類の提出命令等に違反し、又は建物の報告をした		質問に対し、虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた		不正の手段により指定を受けた		介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基き、命令に違反した		その他	
	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部
指定訪問介護事業所	(5)	(6)	1	1	-	1	-	4	-	2	-	1	2	-	1	-	-	1
指定訪問看護事業所	(1)	(1)	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
指定通所介護事業所	(5)	(3)	-	1	-	-	-	5	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-
指定短期入所生活介護事業所	(1)	(0)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
指定短期入所介護事業所	(2)	(0)	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定特定施設入居者生活介護事業所	(1)	(0)	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
介護老人保健施設	(3)	(0)	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防訪問看護事業所	(1)	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防短期入所生活介護事業所	(1)	(0)	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
指定介護予防短期入所介護事業所	(2)	(0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
指定居宅介護支援事業所	(3)	(4)	-	-	-	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
指定介護予防支援事業所	(0)	(0)	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(1)	(0)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
指定認知症対応型共同生活介護事業所	(5)	(0)	-	1	-	3	-	1	1	-	-	-	-	-	2	-	1	-
指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	(0)	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所	(1)	(0)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
看護小規模多機能型居宅介護事業所	(1)	(0)	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
指定地域密着型通所介護事業所	(1)	(2)	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	(4)	(0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1
第一号訪問事業	(4)	(5)	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	1	2	3	-	-	-
第一号通所事業	(3)	(4)	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	4	1	-
第一号生活支援事業	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
合計	(47)	(27)	5	4	3	5	-	22	13	3	3	2	6	3	15	8	9	3

注：1) ()内は平成29年度に指定の効力の停止処分を受けた事業所件数である。
 2) 複数の効力の停止事由が該当する事業所については、各停止事由ごとに計上されるため、停止件数と各停止事由の合計は一致しない。

令和元年度実地指導・監査の主な指摘事項（香川県）

区分	項目	内容
全般	専用区画	専用区画（事務室、相談室、静養室等）に変更がある場合は、変更の日から1月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。【法第75条第1項】
	個別計画	訪問（通所）介護計画の作成（変更）に当たって、利用者の状況の把握・分析が不十分で解決すべき問題状況が明らかになっていない。 【指定基準第23条・第24条・第98条・第99条】
		訪問（通所）介護計画の目標に具体性がなく、自立支援を目指した目標になっていない。 【指定基準第22条・第97条】
訪問介護	サービス提供記録	バイタルチェックの記録を記載していない日がある。 【運営基準第19条】
		サービス提供記録を作成してない、利用者に対し同一の訪問介護員による同日同時間帯のサービス提供記録が重複してある、同一利用者に対し複数の訪問介護員がサービス提供したとするサービス提供記録がある、一人の訪問介護員が同日同時間帯に複数の利用者にサービス提供したサービス提供記録がある。【運営基準第19条・第28条】
		サービス提供記録の写しを利用者に交付していない。 【運営基準第19条第2項】
	訪問介護計画	訪問介護計画を作成せず、サービス提供しているものがある。 【運営基準第23条】
		訪問介護計画の作成に当たって、その内容について利用者の同意した日付、利用者の署名、捺印がないものがある。 【運営基準第24条第3項】
	サービス提供責任者	サービス提供責任者以外の者が訪問介護計画を作成しているものがある。【運営基準第24条第1項】
	管理者の責務	訪問介護員の勤務時間と訪問介護員がサービス提供を行った時間について整合性がとれていないものがある。 【運営基準第28条・第30条】
	訪問介護員の員数	訪問介護員とタクシー乗務員を兼務している従業者について、訪問介護に従事している勤務時間が明確になっていないので、常勤換算2.5以上となっているか確認できない。 【運営基準第5条・第28条第1項】
	衛生管理	非常勤の訪問介護員の健康診断結果を把握していない。 【運営基準第31条】
	研修の機会の確保	年間の研修計画を策定していない。研修の実施記録を保管していない。【運営基準第28条第3項第7号】
特定事業所加算（Ⅱ）	全ての訪問介護員等（非常勤を含む。）に対し、健康診断を実施していない。	

		<p>全ての訪問介護員等（非常勤を含む。）対し、具体的な研修の目標、内容、実施時期等を定めた個別の研修計画を作成していない。</p> <p>訪問介護員に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達していない。</p> <p>（当該加算は、①体制要件、②人材要件が細かく規定されているので、留意すること。）</p> <p>【平 12 老企第 36 号 第二の 2 (13)】</p>
	相談室	利用者等の相談等に対応する適切なスペースが確保されていない。【運営基準第 7 条】
	同一建物減算	訪問介護事業所と同一の建物（敷地）に居住する利用者に対しで訪問介護を行ったが、同一敷地内建物減算（90/100）を行っていない。【平 12 老企第 36 号 第二の 2 (15)】
通所介護	事業所規模の区分	事業所の規模区分が変更となっていたが、県に届出を提出していない。【平 12 老企第 36 号 第二の 7 (4)】
	勤務体制	一部の従業者について、出勤簿が作成されておらず、勤務時間の記録がないものがある。【運営基準第 101 条第 1 項】
	通所介護日誌	通所介護日誌に人員基準上、配置が必要となっている看護職員及び機能訓練指導員等の氏名が記載されていないものがある。【運営基準第 104 条の 3 第 1 項】
	生活相談員の配置	サービス提供の時間帯を通して、生活相談員が配置されていない。【運営基準第 93 条第 1 項第 1 号】
	研修の記録	研修開始時刻が、サービス提供時間内に開始しているものがある。【運営基準第 101 条第 3 項】
	個別機能訓練加算（Ⅰ）	<p>個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）が確認できない。【平 12 老企第 36 号 第二の 7 (11) ⑩】</p> <p>3 月ごとに 1 回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した記録が確認できない。</p> <p>【平 12 老企第 36 号 第二の 7 (11) ⑨】</p>
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	計画の目標が身体機能そのものの回復することとなっており、日常生活における生活機能の維持・向上を図るものになっていない。【平 12 老企第 36 号 第二の 7 (11) ⑥】
	口腔機能向上加算	<p>概ね 3 月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師等に対して情報提供することとなっているが、情報提供した時期が不明なものがある。</p> <p>【平 12 老企第 36 号 第二の 7 (17) ⑤ニ】</p> <p>概ね 1 月ごとに、目標の達成状況、口腔衛生、摂食・嚥下機能の改善状況等についてモニタリングを行っていない。</p> <p>【平 12 老企第 36 号 第二の 7 (17) ⑤ニ】</p>
訪問入浴	サービス提供記録	同一従業者が同一日、同一時間帯に住所の異なる別々の利用者に訪問入浴介護を提供しているものがある。

		<p>【運営基準第 19 条・第 54 条】</p> <p>サービス提供記録に訪問入浴介護を提供した従業者の氏名が記載されていないものがある。</p> <p>【運営基準第 19 条・第 54 条】</p> <p>サービス提供記録に利用者の署名又は捺印がないものがある。【運営基準第 50 条第 2 号】</p> <p>サービス提供記録に利用者の主治の医師の名前を記入していないものがある。【運営基準第 14 条】</p>
	重要事項説明書	<p>重要事項説明書の交付年月日が空白のものがある。</p> <p>【運営基準第 8 条第 1 項・第 54 条】</p>
	利用契約書	<p>利用契約書の契約年月日が空白のものがある。</p> <p>【運営基準第 48 条第 4 項】</p>
	秘密保持の誓約書	<p>従業者から秘密保持の誓約書を徴していないものがある。</p> <p>【運営基準第 33 条第 2 項・第 54 条】</p>
	資格証の確認	<p>管理者（兼法人代表者）が訪問入浴介護従業者の（准）看護師免許等の資格証を確認していないものがある。</p> <p>【運営基準第 53 条の 2 第 1 項】</p>
	協力医療機関との契約書	<p>協力医療機関との契約書を保管していない。</p> <p>【運営基準第 53 条の 2 第 1 項】</p>
訪問看護	医師の指示書	<p>主治の医師の指示書の受領が遅延している。</p> <p>【運営基準第 69 条第 2 項】</p>
福祉用具貸与	計画変更	<p>居宅サービス計画変更時に福祉用具貸与計画を変更していない。【運営基準第 199 条の 2 第 2 項】</p>
居宅介護支援	内容及び手続きの説明及び同意	<p>利用者に対し、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができること、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由も説明を求めることが可能であること等につき十分説明し、文書を交付した上で必ず利用申込者から署名を得ることとなっているが、署名を得ていない。【居支基準第 4 条第 2 項】</p>
	主治の医師等への交付	<p>居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないが、交付していないものがある。【居支基準第 13 条第 19 の 2】</p>
	健康管理	<p>介護支援専門員が、少なくとも 1 年以上、健康診断を行っていない。【居支基準第 21 条】</p>
	退院・退所加算	<p>加算に必要な情報項目を記載していない。</p> <p>【平 12 老企第 36 号 第三の 13(1)】</p>
	入院時情報連携加算	<p>加算に必要な情報項目を記載していない。</p> <p>【平 12 老企第 36 号 第三の 12(1)】</p>

「法」は、介護保険法

「運営基準」は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

「居支基準」は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

「平 12 老企第 36 号」は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に要する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について